

## ■財産形成年金定額郵便貯金規定を廃止する規定

財産形成年金定額郵便貯金規定は、廃止します。

附 則

（実施期日）

- 1 この規定は、平成29年9月30日から実施します。

（経過措置）

- 2 この規定の実施より前に廃止前の財産形成年金定額郵便貯金規定（以下この条において「廃止前規定」といいます。）第7条（年金の支払以外の目的のための貯金の払戻し等）に基づき年金の支払以外の目的のために財産形成年金定額郵便貯金の払戻しの請求をした場合（同条第5項により証書払の請求があったものとして取り扱われる場合を含みます。）は、当該請求については、廃止前規定は、なおその効力を有するものとします。